

※保育所(園)は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。

感染症の集団発症や流行をできるだけ防ぐことで、一人一人の子どもが一日快適に生活できるよう、下記の感染症について意見書の提出をお願いします。

※感染力のある期間に配慮し、子どもの健康回復状態が集団での保育所(園)生活が可能となつてからの登園であるようご配慮ください。

<医師用>

| | |
|--|--------------------------|
| 意 見 書 | |
| _____ 保育所(園)長殿 | 児童氏名 _____ 生年月日 _____ |
| 病 名 _____ 年 月 日から症状も回復し、集団生活に支障がない状態になつたので 登園可能と判断します。 | |
| 年 月 日 | |
| 医療機関 _____ | |
| 医 師 名 _____ 印 (またはサイン) | |

○医師が記入した意見書が必要な感染症

| 感 染 症 名 | 感 染 し や す い 期 間 | 登 園 の め や す |
|------------------------------|-----------------------------------|---|
| 麻 し ん (はしか) | 発症 1 日前から発しん出現後の 4 日後まで | 解熱後 3 日を経過してから |
| 風 し ん (三日はしか) | 発しん出現の前 7 日から後 7 日間くらい | 発しんが消失してから |
| 水 痘 (水ぼうそう) | 発しん出現 1~2 日前から痂皮形成まで | すべての発しんが痂皮化してから |
| 流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ) | 発症 3 日前から耳下腺腫脹後 4 日 | 耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから 5 日を経過するまで、かつ全身状態が良好になるまで |
| 結 核 | | 医師により感染の恐れがないと認めるまで |
| 咽頭結膜熱 (プール熱) | 発熱、充血等症状が出現した数日間 | 主な症状が消え 2 日経過してから |
| 流行性角結膜炎 | 充血、目やに等症状が出現した数日間 | 感染力が非常に強いいため結膜炎の症状が消失してから |
| 百 日 咳 | 抗菌薬を服用しない場合、咳出現後 3 週間を経過するまで。 | 特有の咳が消失するまで又は 5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療を終了するまで |
| 腸管出血性大腸菌感染症(O157、O26、O111 等) | | 症状が治まり、かつ、抗菌薬による治療が終了し、48 時間をあけて連続 2 回の検便によって、いずれも菌陰性が確認されたもの |
| 急性出血性結膜炎 | ウイルスが呼吸器から 1~2 週間、便から数週間~数ヶ月排出される | 医師により感染の恐れがないと認めるまで |
| 髄膜炎菌性髄膜炎 | | 医師により感染の恐れがないと認めるまで |

出典:厚生労働省 2012 年改訂版「保育所における感染症対策ガイドライン」より

那覇市こどもみらい部 こどもみらい課 Tel:861-6903

(H25.01)改定